



全労連 自治労連速報

2007年11月21日(水)

第269号

(通刊第2655号)

発行 = 日本自治体労働組合総連合企画財政局

東京都文京区大塚4-10-7 Tel.03-5978-3580 Fax.03-5978-3588

E-mail⇒ jichiroren@jichiroren.jp URL⇒ <http://www.jichiroren.jp/>

公立保育所の廃止民営化による大東市への賠償命令が確定

—最高裁第1小法廷が市の上告を棄却決定(11月15日)—

大阪府・大東市立上三箇保育所の廃止・民営化をめぐる裁判で11月15日、最高裁第1小法廷(泉徳治裁判長)は、市の上告を棄却する決定を下しました。このことにより「一世帯33万円の損害賠償を支払え」という大阪高裁判決(06年4月)が確定し、廃止・民営化とたたかっている全国の保護者や保育労働者を励ましています。

この大東市の裁判での争点は、①公立保育所廃止条例の違法性、②廃止・民営化にともなう子どもの損害です。大阪高裁の判決では、公立保育所廃止の違法性については「保護者に保育所の選択権はあるが、その権利はその保育所が存続する限りの権利。保育所を存続させるかどうかは行政の裁量の範囲」として認めませんでした。しかし、「廃止・民営化で子どもたちに損害があった。大東市は配慮義務を怠ったので損害賠償を支払え」と市に命令したものです。大東市はこの判決を不服として最高裁に上告し、原告(保護者)もまた廃止民営化そのものが違法であると上告していました。最高裁決定は、廃止民営化の違法性は認めなかったものの、マスコミも「廃止・民営化による損害を認めて賠償を命じた司法判断が確定するのはきわめて異例」(『朝日』11月17日)と指摘するように、画期的な判決となっています。

公立保育所の廃止・民営化をめぐる、全国各地で保護者・住民や保育労働者らによる「公的保育制度を守れ!」「公立保育所を守れ!」という運動が、裁判闘争もともないながら広がっています。保護者らの声に真摯に耳を傾けず、乱暴に廃止民営化をすすめてきた大東市に対する司法判断は、保護者・保育労働者の主張の正当性を決定付けるものといえます。

横浜市の裁判では、横浜地裁が昨年5月に保護者の保育所選択権と、子どもたちが継続して同じ保育所で保育を受ける権利を認め、入所中に廃止する場合には、保護者の同意、合理的な理由、代替措置が必要とし、横浜市が実施した廃止・民営化そのものの違法性を認める画期的な判決を下し、現在、市の控訴を受けて東京高裁で審理され、12月20日判決の予定です。